

郡山市こども家庭センター設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第10条の2の規定に基づき、児童及び妊産婦の福祉に関する包括的な支援を実施するため、郡山市こども家庭センター（以下「こども家庭センター」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(運営の基本原則)

第2条 こども家庭センターは、市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置運営等について（平成29年3月31日付け雇児発0331第49号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別添「市区町村子ども家庭総合支援拠点」設置運営要綱による子ども家庭総合支援拠点及び子育て世代包括支援センターの設置運営について（平成29年3月31日付け雇児発0331第5号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）による子育て世代包括支援センターの機能を有するものとし、その運営は一体的に行われなければならない。

(設置場所)

第3条 こども家庭センターは、こども部こども家庭課に置く。

(業務内容)

第4条 こども家庭センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 法第10条第1項第1号から第4号までに掲げる業務
- (2) 法第10条の2第2項第2号から第4号までに規定する業務
- (3) 母子保健法（昭和40年法律第141号）第22条第1項各号に規定する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(職員)

第5条 こども家庭センターに次の職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 統括支援員
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める職員

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、こども家庭センターの運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。